

between	0.3188	0.1983
overall	0.2372	0.1445

注:\*\*\* ...P 値<0.001, \*\* ...P 値<0.01, \* ...P 値<0.05, + ...P 値<0.10 である。

## 5. 終わりに

近年の生活保護制度改革における最も特徴的な政策である自立支援プログラムのうち就労支援の効果について福祉事務所単位のデータから定量的に分析を行ってきた。先行研究においては、1 時点のクロスセクションの分析や事例研究が主なものであり、効果が十分に検証されてこなかつた。本研究では、就労支援が導入された 2005 年度以降 5 カ年分のデータをパネルデータとして用いることで、就労支援の効果を明らかにする試みであった。分析結果から、就労率と廃止率に対する就労支援の効果は以下のように指摘することができる。

第 1 に、就業支援を導入することで、被保護世帯全体の就労率を約 0.4% 上昇させることができた。これは、被保護世帯の中の就労世帯を約 5% 増やすと解釈することができる。そして、特に就労支援を導入して 2 年目と 3 年目に就労率が最も高くなり、その後低下する傾向にある。

第 2 に、被保護者全体の廃止率については、就業支援の導入は影響を与えておらず、特に導入してから 3、4 年目においては、廃止率が低下する傾向にある。しかしながら、この結果は、近年埼玉県における生活保護への流入が増加したことによる分母の増加によると考えられる。また、就労率を上昇させていた母子世帯と障害世帯の割合は廃止率に影響を与えない一方、傷病世帯やその他世帯の割合が高まると廃止率を上昇させていた。

第 3 に、就労支援の対象者については、導入 4 年目以降も就労率は低下しておらず、また、廃止率も低下していない。そして、就労支援対象者の就労率については有効求人倍率および被保護者に占める支援対象者割合の影響を受けることがわかった。

以上の分析結果からは、埼玉県では、被保護者に対する就業支援の効果が現れないとした玉田・大竹(2004)の大坂府の例とは異なり、就労支援によって被保護者の就労率が高まつてはいたが、就労支援により保護の廃止率が高まるまでには至っていないことを指摘できる。現在、埼玉県においても全国においても廃止率が低下傾向にあるが、就労支援策のみで廃止を増加させることについては困難である可能性がある。

## 参考文献

- 玉田 桂子・大竹 文雄 (2004)「生活保護は就労意欲を阻害するか? -アメリカの公的扶助制度との比較」『日本経済研究』、日本経済研究センター、No. 50、2004 年 9 月, pp. 38-62.
- 岡部 卓・矢嶋 里絵・稻葉 昭英 他(2009)「生活保護における自立支援プログラム(2)」『人文学報』No.409
- 丸山 桂(2009)「自立支援プログラムの効果の検証—福祉事務所の体制と地域の雇用環境の影響—」『格差と社会保障のあり方に関する研究(厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業 平成 20 年度総括・分担研究

報告書)』

道中 隆(2010)

釧路公立大学地域研究センター(2006)『生活保護受給母子世帯の自立支援に関する基礎的研究－釧路市を事例に』(<http://www.kushiro-pu.ac.jp/center/research/017.html>)

大石亜希子・松尾やす子(2010)「被保護母子世帯の母への就労支援の実践と課題－自治体における自立支援の事例から」『週刊社会保障』NO.2596

中園 桐代(2006)「生活保護受給母子世帯と「自立」支援・釧路市(調査)を事例として」『賃金と社会保障』

No1426

池谷 秀登(2006)「自立支援プログラムの作成、実施とその課題--生活保護援助から自立支援プログラムを考える」『賃金と社会保障』No.1419

池谷 秀登(2008)「福祉事務所における生活支援の意義と課題--板橋区生活保護自立支援プログラムを中心として」『社会福祉研究』(101)

池谷 秀登・布川 日佐史・大川 昭博・岡部 卓(2007)「シンポジウム 自立支援プログラムの現状と今後の課題--生きる力、社会的つながり、やりがいを感じる自立を目指して」『賃金と社会保障』No.1456

布川 日佐史「生活保護における自立支援の展開の検証」『賃金と社会保障』No.1419

# I I I . 研究成果の刊行に関する 一覧表

### 研究成果の刊行に関する一覧表

#### 雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
駒村康平・道中 隆・丸山桂	被保護母子世帯における貧困の世代間連鎖と生活上の問題	三田学会雑誌	第103巻 4号	619-645頁	2011
丸山 桂	低所得者向け住宅手当について	成蹊大学 経済学部論集	第41巻 第2号	169-186頁	2010
四方理人	非正規雇用は『行き止まり』か? —労働市場の規制と正規雇用への移行	日本労働研究雑誌	第608号	88-102頁	2011
四方理人・田中聰一郎	生活保護受給世帯のストック・フロー分析	三田学会雑誌	第103巻 4号	587-600頁	2011

## I V. 研究成果の刊行物・別刷

世帯の子どもにとつて幼少期の経済的不利益が、学歴、健康、住居、家庭環境、意欲、児童虐待など様々な面で社会的排除をもたらし、貧困の世代間連鎖の要因となりうることが指摘されている（阿部2008、山野2008）。

本研究は、被保護母子世帯のケースワーク記録から抽出した個票データに基づいて、被保護母子世帯の生活状況を分析し、親世代からの食の連鎖が現在の母子の状況へどのような影響を与えるか分析することを目的としている。

## 被保護母子世帯における 貧困の世代間連鎖と生活上の問題

駒 村 康 幸  
道 中 丸 山

**旨** 本稿では、X市の個票データを使い、生活保護被保護母子世帯の特ハシティや生活保護受給期間や就業を規定する要因について数量的に分析した。分析の結果、①母親の3割以上が、成育期に生活保護を経験しており、高卒未満という学歴や10代出産など、成育期に発生した事柄が現在の生活の負担になっていること、②就労困難要因には、母親の健康状態と学歴があること、③DV、児童虐待、母子の健常扶養の悪化など、家族内のハンドイが累積・集中していることが確認できた。

**キーワード** 生活保護、貧困の世代間連鎖、10代の出産経験、児童虐待、DV

### 1. はじめに<sup>(1)</sup>

生活保護受給者の増加とともに、生活保護制度は、セーフティネット機能だけでなく受給者が再び経済的自立を果たすためのトランボリン機能の強化も求められている。政府は2005年度より生活保護受給者に対する自立支援プログラムを開始し、自立に向けた取り組みを強化している。この取り組みの成否には個別世帯の抱える貧困に至る要因分析が不可欠であるにもかかわらず、日本では被保護世帯の生活実態、貧困要因に焦点をあてた研究整備は限られている。

母子世帯の貧困問題は、単純に保護率が極端に高く、貧困に陥りやすい層<sup>(2)</sup>というだけでなく、同

### 2. 先行研究と本研究の意義

#### (1) 新たな貧困問題の視点

日本では貧困研究は1970年代までは盛んであったが、その後の経済成長とともに貧困の問題は注視されずにいた。2000年以後、所得格差の問題が注目を兼めるとともに、格差の固定化、世代間連鎖の実証分析、貧困研究が活発化していった。分析対象も次第に大人や世帯から子どもへの格差、貧困問題へと変遷していった。2000年代には、大石（2005）、阿部（2005、2008）、山野（2008）、浅井・松本・湯澤編（2008）などが子どもの貧困問題を取り上げ、母子世帯の子どもの貧困率が2000年前後で65～70%前後ときわめて高いことを明らかにした。さらに、厚生労働省は2009年11月にOECD基準に基づく相対的貧困率を公表し、2007年時点の子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率は12.2%であるが、ひとり親世帯の相対的貧困率はOECD諸国の中位値30%を大きく上回る54.3%とし、子どもの貧困問題解消は焦点の政策課題となった。

OECD（2008）およびD'Addio（2007）は、OECD加盟国の格差や貧困の連鎖について興味深い分析をしている。OECD諸国では2000年以降ジニ係数もながら拡大傾向にあるものの、貧困率は上昇傾向にあり、とくにひとり親世帯など特定世帯に貧困リスクが集中し、貧困の継続性や世代間の继承という貧困の深度が増していると指摘する。その背景には1990年代半ば以降、多くの国で所得再分配政策が低所得者に重点を置かなくなつたことにあるという（OECD 2008）。

こうしたOECDによる分析には、日本のデータが除外されていることが多い。その理由は、日本ではOECD基準に基づいた統計調査のデータは未公表であり、歐米のように長期にわたる大規模ハネルデータもないことにある。そのため、研究者は、「格差の連鎖」を親子間の所得階層、学歴、職業の移動という経済状況の代理指標や15歳の時の暮らしぶりの自己評価などで代用するしかない状況にある。

（1） 本研究は平成22年度厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業「低所得者、生活困窮者の実態把握及び支援策の在り方に対する調査研究」（主任研究者：駒村康平）の一環として行われた研究である。また、慶應義塾経済学会ミニ・コンファレンスでの報告においての断言に対し、御札申し上げる。

（2） 2008年度の生活保護の世帯保護率は23.9%であるが、母子世帯は133.2%で、全世帯平均を大幅に上回っている（国立社会保障・人口問題研究所「生活保護の公示統計」）。

る実証研究は、公的扶助の受給者が次世代へと引き継がれていく世代間連鎖が深刻な問題となつてゐるアメリカでは多くの著がある。<sup>(3)</sup> 成育環境が子どもの将来に大きな影響を与える、そしてそれに対する介入の有効性については、ペリーブレースクールの長期追跡調査を行った Schweinhart and Montie (2004) がある。

親の学歴以上に世帯所得が、子どもの行動や健廰よりも認知能力に影響を与えるという研究 (Duncan and Brooks-Gunn 1997) や、家庭の所得水準が健康や死亡率に影響を及ぼすだけではなく、子どもたちの経済的な成功や達成、健全さに深くかかわるリテラシー（印刷記憶された情報を社会のなかで活用し、その人の経済的な貧困やストレスによって、脳の形成に影響が及ぶ）などの結果を達成したり、その人の知能や能力を発展させたりする能力）にも影響が及ぶとする研究 (Marmot 2004) や、子ども時代の貧困家庭の子どもの記憶力、学力が低下しているとの報告 (Evans and Schramberg 2009) など、親の経済状況が子どもの学歴、所得に及ぼす影響、子どもの人的資本面での不利益と貧困、健廰、学力など幅広い分野の不利の世代間連鎖が明らかにされている。<sup>(4)</sup>

また、貧困家庭に育った子どもほどの資本の収益率が低くなり、大学での授業料、職業訓練、減税などの支援も効果を生みにくいついう報告 (Carneiro and Heckman 2003) もあり、長期間の不利益の蓄積を解消するのは容易ではない。日本でも、青砥 (2009) の調査による高校中退者の経済的困難状況と圧倒的な学力不足を考慮すると、高校受験時や入学時での補習教育では、不利の挽回には遅きに失している。Sherman (1994) は、子ども時代に1年間貧困状況にあると生涯賃金は約1万2,000 ドルも減少するだけなく、貧困問題は医療費、治療料コストなどを試算しているが、この費用の方が貧困によって失われた社会コストよりも安いという結果は注目に値する。

またフィンランドでは、1972～1977年にかけて、修学年数の6年延長と統一カリキュラムを導入したが、Pekkarinenら (2006) は父と息子の世代間の所得の相関を調査し、これが改革後7%ポイント減少したと試算している。こうした研究は、義務教育期の貧困対策や教育システムの充実が、子どもの格差の固定化を防ぐ手段として有効であるという示唆を教えてくれる。

## (2) 日本の貧困の世代間連鎖に関する先行研究

先述したように、日本には大規模ハネル調査による政策統計が存在しないため、貧困の世代間連鎖に関する先行研究は、以下の2つのパターンに大別される。1つめは、すべての所得階層を対象

(3) D'Addio (2007) の研究サーベイ、OECD (2008, 2009) は多くの示唆に富む。

(4) Schiller (2008) は、アメリカのジャーナリストの Sheehan (1976) は、福祉母親 (Welfare Mother) で、AFDC (Aid to Families with Dependent Children) を受給する母子家庭の調査でその成育態、生活様式、価値観、子どもたちの教育などを分析し、子どもたちが親と同様に社会的依存や反社会的行動に至る軌跡を描き、大きな論争を巻き起こした。

とした統計調査データから、親と子世代の所得や学歴などの経済的側面を説明する変数の移動状況を追跡する手法である。しかし、成育期の親の所得水準を回帰させるのが困難であるため、ほとんどの研究は親の学歴や職業などの代理指標や15歳時の暮らしづくりを対象評価させる方法で子どもの親の成育環境を推定し、現在の所得水準や学歴、暮らしづくりと比較している。このような手法は、多數の黒本数が得られる利点がある一方で、十分な数の「貧困」経験がある者を標本数として確保するのが難しいこと、また子ども時代の養育環境はあくまでも推定値にすぎないという限界もある。もう1つは、ハネル調査や生活保護受給者に对象を限定してアンケートや聞き取り調査を行い、分析する方法である。前者と比べ十分な標本数を確保するのが難しいが、より詳細な調査結果が得られるという利点がある。

① 代理指標に基づく貧困の世代間連鎖の研究  
社会学の研究では、佐藤 (2000) が社会移動全国調査（通称：SSM調査）を用いて、上層ホワイトカラー層で世代間移動の固定化が進んでいるとする研究がある。SSM調査は長期間の追跡が可能なパネル調査ではあるが、調査項目に「所得」だけでなく、「職業」だけで所得階層の世代間移動を分析するには限界があった。その後続多くの先行研究は、各種代理指標から親の所得階層を推定し、本人の現在の所得階層などと比較、分析して世代間連鎖を検証する手法が中心となつている。  
佐藤・吉田 (2007) は、SSM調査と日本版総合社会調査 (JGSS調査) から、父親の学歴、職業データから擬似的に父親コードを作成、父親の所得を回帰分析で推定し、擬似ペナルデータによる現状の所得階層などと比較、分析して世代間連鎖を検証している。その後続多くの先行研究は、各種代理指標から親の所得階層を推定し、所得四分位による最上位層で世代間移動が進むとして貧困の世代間連鎖を検証している。その結果、所得四分位による最上位層で世代間連鎖が強いとしている。また、大石 (2007) は、アンケート調査から回答者の15歳時点における世帯所得に関する回顧的評価を用いて、世代間連鎖を分析している。その結果、親の低学歴は子どもの低学歴につながるもの、現在の所得環境の間には明確な相關関係がみられないとしている。小塙 (2010) は、JGSS調査の個票データに基づき、大石 (2007) 同様に15歳時点における世帯所得に関する回答者の回顧的評価から、内生性をコントロールして、子ども時代の貧困がその後の人生をどの程度規定するかを実証分析している。その結果、一般的な認識や多くの先行研究と同様に、子ども時代の貧困経験は、最終学歴、成年後に得る所得、幸福度や主觀的健康度も低く、その後に無限できない影響を及ぼしているとしている。しかし、データの制約として、標本の約4割が大卒者で比較的富裕層が多いこと、「貧困」の指標を各回答者の世帯の等価所得の中央値の50 %を下回る世帯を「貧困」とみなす方法を採用しているため、本研究でみる「生活保護受給」というスタイルマを伴う圧倒的な貧困状況の

(5) 横木・八木 (2009) は父親の高学歴、職業効果と子どもの高校ランクには密接な関係があるとし、富裕層の連鎖を説明している。

世代間移転分析とはやや方法が異なる。

② 母子世帯、低所得者を対象とした貧困の世代間連鎖の研究

母子世帯、低所得者を対象とした貧困の世代間連鎖に関しては、青木（2003）、岩田・濱本（2004）、石井・山田（2009）、後藤（2006）、阿部（2006）、藤原（2007）、中村（2006）、福岡県立大学付属研究所（2008）、中村（2010）、道中（2009）、藤原・湯澤（2010）などの先行研究がある。

青木（2003）は、母子世帯の「貧困の世代内再生産」を明らかにするため、丹念なインタビュー調査を行っている。被保護母子世帯数は19世帯と限られているが、明確に子ども時代に「生活保護の経験がある」とするものは3例、経済的困難があつたとするのが15例であった。被保護母子世帯の母親は、低学歴や疾病という直接的な経済的不利の要因を抱えているだけではなく、幼少時代にも経済的困難の経験があるが多く、前夫もまた経済的困難のなかで育っていたことを明らかにしている。ここから、「格差社会の問題は、所得格差（経済学的研究）これが企業やマクロ格差などの生活の質）を低下させ、貧困の世代間連鎖承継にいたり（社会学的研究）、これが経済の生産性をも低下させる（経済学的研究）」（安田・原木 2010, p.110）アプローチへとつながっていく。

青木（2003）の先駆的研究によって、研究者の視点は大規模調査による母子世帯、女性の貧困問題の証証へと発展していく。岩田・濱本（2004）は、家計経済研究所によるハネル調査を用いて、「生活保護基準」に基づく女性の貧困動態研究を行っている。同研究は、女性のみを対象とし、成人後の9年間の貧困動態の追跡という割約はあるが、女性にとって貧困に結びつきやすい要因として「離死別経験」、「子ども3人以上」、「中卒」などの要素を指摘している。また、持続・慢性型貧困に陥りやすい要因として「未離婚」、「離死別経験」、「子ども3人以上」、「離職」、「借家居住」、「標準的生活様式からの脱落」、「就業変動回数」など、多重貧困リスクを統計的に明らかにしている。

石井・山田（2009）は、慶應義塾家計ハネル調査（KHPHS）より、世帯主の年齢、学歴、就業形態をコントロールしてなおひとり親世帯という属性自体が慢性的貧困（3年間の持続的貧困）リスクを高めていることを確認している。

後藤（2006）は、生活保護受給母子世帯と非受給低所得母子世帯について比較している。「ディーセント（恵ずかしない）衣食の状況」と「社会活動・将来設計」の点からみると、生活保護受給母子世帯と非受給低所得母子世帯のそれとの達成度は逆の関係にあり、保護の補足性の原理から必需品の消費以外を制限される生活保護受給母子世帯は、衣食は足りるが、社会活動・将来設計のために給付を使用できず、母子加算の廃止を疑問視している。

(6) アマルティア・センの潜在能力アプローチを社会政策に適用する概念である。潜在能力アプローチについては、後藤（2007）を参照。

阿部（2006）は、世帯の相対的剝奪指標<sup>(7)</sup>と世帯所得の分析を行い、とくに母子世帯に剝奪指標が目立つという。しかし、他の世帯類型を比較すると、母子世帯全体の一般剝奪指標よりも子どもの剝奪指標の格差が小さいことから、母子世帯の母親が無理をして「子どものため」に家計をコントロールしているとする。

藤原（2007）では、（独）日本労働研究機構の「母子世帯の母への就業支援に関する調査」（2001年）を用いて、生活保護制度と児童扶養手当受給世帯それぞれの特徴を分析している。生活保護受給世帯と非受給世帯を比較した特徴として、「多子」、「母親の就業率の低さ」、「健康状態の悪さ」、「学歴の低さ」には前者が顕著に多いという違いがあるものの、母子世帯になってからの期間や母子世帯になる前の就業状態には差がみられないとしている。ただし、調査対象者に相対的に高所得者が多く、被保護母子世帯が全体の4%程度（67サンプル）にすぎず、生活保護受給者の調査という点では限界がある。また、就労環境や意欲の調査項目は豊富であるが、幼少時の生活保護受給経験や現在の子どもの状況に関する調査項目がないために、貧困の動態分析はされていない。

このように、大規模標本によるアンケート調査では、「生活保護受給者」の属性や特徴を捉えるにはその限界がみえていた。生活保護受給者に焦点を絞りながら、一定の標本数を確保した研究として、中西（2006）、福岡県立大学付属研究所（2008）、中村（2010）、道中（2009）がある。中西（2006）は北海道釧路市の被保護母子世帯のアンケート調査から、母親の父母の学歴、職業、生活保護受給区などを調査している。父では4割、母では5割が中卒・高校中退者であり、父とも雇用形態は無職や非規社員が多く、経済的に不安定な家庭での育成経験が多いことを明らかにしている。福岡県立大学付属研究所（2008）は、旧產免地の福岡県田川地区における生活保護廃止台帳の詳細な分析を行い、保護2世、3世、4世と代を重ねるごとに深刻化する長期の貧困状態や貧困の悪循環による負の影響を指摘している。また同調査をもとにした中村（2010）は、被保護者の自立阻害要因を分析し、自動車免許・資格取得や保護開始直後の就職動機付けが重要であると主張する。

道中（2009）は、被保護世帯の貧困の世代間連鎖について調査し、被保護世帯の4分の1が生家の生活保護受給歴があり、母子世帯ではこの割合が約4割にもなり、被保護世帯のなかでも母子世帯の貧困の世代間連鎖の強さを指摘している。

また、「貧困の世代間連鎖」に直接焦点をあてた研究ではないが、藤原・湯澤（2010）は、被保護母子世帯の開始・廃止要因の実証分析を行っている。道中（2009）同様、成育歴・保護歴について調査しており、長期的な困難を経験してきた世帯が多く、保護終止には「高卒以上」の学歴や資格取得が有効であることを統計的に明らかにしている。しかし、保護廃止世帯を調査対象としているため、健康面や学歴などの不利の蓄積が相対的に小さい者が多いという特徴がある。

(7) 世帯所得などの指標ではなく、家庭内の設備や社会生活、医療などのアクセスや住環境などの保護状況を調査し、必要な資源の不足のために、規範的に期待されている生活様式を共有できない状態を指示す概念である。

- (3) 母子世帯の子どもへの負の連鎖——DV、虐待経験を手がかりに本研究では、成人していない子どもへの負の連鎖を母親のDV経験、虐待経験という成育環境から検証する。すでに多くの先行研究で、経済的不利益が子どもの進学、持ち物、医療機関へのアクセスなど多岐にわたることは知られているが、子ども自身の努力では克服できず、さらには心身面に長期的かつ甚大な影響を与える成育環境と貧困の関係についても分析する。
- 児童虐待と貧困の関連は、東京都福祉保健局(2005)、松本編(2010)など多くの調査研究で虐待の背景には経済的困難やひとり親などがあることが指摘されている<sup>(8)</sup>。母親のDV経験と児童虐待には密接な関係がある。八木ほか(2003, 2007)は、市民意識調査から「DVの被害体験」や「親からの暴力の経験」と、「子どもへの虐待の経験」という暴力連鎖を調査している。DVの被害経験が多い、あるいは親からの虐待経験を受けた人はほど、子どもへの虐待の経験があり、男性よりも女性に連鎖が強く表れるという。益田・浅田(2004)では、児童相談所の相談事例からDV家庭の被害者の母親の3割が子どもにも暴力を加えており、暴力が弱い立場への子どもへと連鎖する様相を明らかにしている。松本ほか(2010)の児童相談所の事例に基づく研究では、経済的困難度が高い世帯ほど児童虐待が重症化しており、児童虐待の家庭で夫婦間の暴力、その疑いがある割合は26.1%と、経済的困難と虐待とDVの密接な関係を指摘している。
- 児童虐待が子どもたちの心身に及ぼす悪影響は自明のことであるが、DVのように直接子どもが暴力の被害を受けなくても、DVの目撃経験は子どもたちに長期にわたって様々な悪影響を及ぼしている(斎藤2006)。

### 3. 本研究で用いるデータ

本研究では、自立支援および子どもの養育環境への影響という視点から、被保護母子世帯の母親の就労状況と子どもの虐待経験について実証分析を行う。ここでいう母子世帯とは、生活保護制度上の定義と同じで、現に配偶者がいない(死別、離別、生死不明及び未婚等による)65歳未満の女子と18歳未満のその子(養子を含む)のみで構成されている世帯をいう。用いるデータは、大都市圏近郊のX市における2回の調査である。2008年調査(2008年9月1日から11月末日の間に実施)と2010年調査(2010年2月1日から3月末日の間に実施)の2回の調査で、いずれも調査期間中に廃止した世帯は調査した104世帯、被保護母子世帯に対する抽出率9.4%で、

(8) 2008年度の4月から6月までの全国の児童相談所に児童虐待として通告された事例(8,108件)すべてを分析した全国児童相談所長会の調査結果。「児童相談所における家庭支援への取り組み状況調査」によれば、「虐待につながると思われる家庭、家族の状況」として、1位が「経済的な困難」33.6%、「虐待者の心身の状況」(31.1%)、「ひとり親家庭」(26.5%)、「夫婦間不和」(18.3%)、「不安定な就労」(16.2%)と続き、経済基盤の不安定さと心身の状況悪化が背景にあることが分かる。

表1 記述統計量

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
本人年齢(歳) 高卒以上ダミー(高卒以上=1)	318	17	61	35.61	7.85
母就労ダミー(就労=1)	318	0	1	0.45	0.50
本人の稼働収入(円/月)	318	0	205,000	32,702.66	47,964.86
世帯人員(人)	318	2	7	2.92	0.85
受給期間(月数)	311	2	183	38.37	31.60
最低生活費(円/月)	318	123,690	362,840	215,815.44	45,442.08
世代間の生活保護受給歴(あり=1) 過去の生活保護受給歴(あり=1)	318	0	1	0.32	0.47
10代の出産経験(あり=1)	318	0	1	0.40	0.49
DV経験(あり=1)	318	0	1	0.19	0.39
非獨出子(あり=1)	318	0	1	0.22	0.41
児童虐待経験(あり=1)	318	0	1	0.19	0.39
母就労ダミー(あり=1)	318	0	1	0.09	0.29
母精神疾患数	318	0	1	0.53	0.50
母身体疾患数	318	0	3	0.38	0.67
子病気ダミー(あり=1)	318	0	1	0.25	0.43

注1: 受給期間(月数)のみ、不明者が7名いたため、標本数が311人である。

2: 「居住生活費」とは、生活保護を受ける方法で、X市の該地区に居住する世帯の年齢などの情報から居住第1順、第2類以外に母子加算、児童養育加算、教育扶助、住宅扶助を合計した金額である。

除外している。調査項目の記述は、被保護本人の申告、医師の「医療要否意見書」や「医療プロト」の記載傷病名などの客観的な健康データに基づき、ケーターカーによって記載されている。調査データは秘匿処理を施されているが、データ収集時に両者の間で同一世帯の重複はないことを確認している。

以下、本調査の特性を厚生労働省「平成20年被保護者全国一斉調査」(以下全国調査と省略)と藤原(2007)が再集計した(短)日本労働研究機構の「母子世帯の母への就業支援に関する調査」(2001年、以下JIL調査と省略)、中畠(2006)の再集計による「剣路市の母子世帯の母への就業支援に関する調査報告」(2004年、以下剣路調査と省略)、福岡県立大学付属研究所、2008、以下田川調査と省略)などを比較していく。

- (1) 記述統計量  
表1は、2008年調査、2010年調査をプールした主な調査項目の記述統計量である。
- (2) 年齢構成

表1のように、本調査の被保護母子世帯の母親(世帯主)の平均年齢は35.61歳である。表2から本調査の年齢分布を全国調査(平均年齢38.4歳)や剣路調査と比べると、やや20歳未満、20代が

表3 被保護母子世帯の母親の学歴分布

母親の年齢	本調査			被保護者全国 (2008年)			JIL調査 (2001年)			田川調査 (2004年) (2005年)		
	2008年調査 実数 (%)	2010年調査 実数 (%)	合計 実数 (%)	2008年調査 実数 (%)	2010年調査 実数 (%)	合計 実数 (%)	2008年調査 実数 (%)	2010年調査 実数 (%)	合計 実数 (%)	2008年調査 実数 (%)	2010年調査 実数 (%)	合計 実数 (%)
20歳未満	5	2.3	0	0.0	5	1.6	40	0.1	0.0	—	—	—
20-29歳	38	17.8	27	26.0	65	20.4	4360	10.8	11.7	76	35.5	21
30-39歳	101	47.2	45	43.3	146	45.9	18,830	46.8	49.0	47	22.0	30
40-49歳	61	28.5	30	28.8	91	28.6	14,340	35.6	38.7	—	28.8	77
50-59歳	8	3.7	2	1.9	10	3.1	2,590	6.4	—	72	33.6	45
60-69歳	1	0.5	0	0.0	1	0.3	70	0.2	—	—	—	—
総数	214	100.0	104	100.0	318	100.0	40,230	100.0	99.4	214	100	104
平均年齢	36.0歳	34.9歳	35.6歳	40-44歳と45歳以上の各層の合計である。	38.4歳	—	—	—	—	0	0	0
出典：厚生労省「平成20年被保護者全国一斉調査」、中園（2006）より筆者作成。										0	0	0

## (3) 学歴

表1より母親の最終学歴をみると、「高校以上ダミー」(高校以上(専修学校 各種学校含む))は、0.4%であり、中・高校中退などの低位学歴を持つ者は約55%である。「被保護者全国一斉調査」には学歴の調査項目がないので、JIL調査や田川調査、田川調査による低位学歴率(42.0%, 37.2%, 58.5%)と比べると、調査によって数値に幅があるが、本調査の低位学歴率は田川調査に近い結果となった(表3参照)。

## (4) 雇労状況と疾病状況

表1から、母親の就労率は0.42であり、約58%の母親が無業である。母親の就労率は全国調査では50%であるが、本調査や田川調査は40%前後とやや全国平均より低い(表4参照)。また、就労している者の業態の内訳をみると、本調査、田川調査とも非正規が80%以上を占め、稼得收入が期待できる正規に從事できているのは、ごく少數にすぎない。児童扶養手当受給者の稼働率は84.5% (厚生労省「平成20年度母子家庭の母の就業の支援に関する年次報告」)という数値と比較しても、被保護母子世帯の就労率は他の低所得者母子世帯に比へ極端に低い。

被保護母子世帯の就労率の理由は、貧困である。本調査で示した「疾病状況」は、本人の「主観的健康無業者が多い一番の理由は、貧困である。本調査で示した「疾病状況」は、本人の「主観的健康無業者」ではなく、先述した客観的データに基づいているが、具体的な稼働能力の活用が可能かどうかの判断や、可能であればどの程度の就労が可能かといった傷病の程度や仕事への影響については把握できない限界がある。

(9) 道中(2007)による調査では、母子世帯の母親の低位学歴率66.0%，高校中退率27.4%であった。

(10) JIL調査を用いた藤原(2007)では、生活保護受給中の母親の就労率は52%だが、非受給世帯の就労率は89%と相当高い。

表4 被保護母子世帯の母親の就労状況

就労	本調査			被保護者全国 (2008年)			一斉調査 (2008年)			田川調査 (2004年)		
	2008年調査 実数 (%)	2010年調査 実数 (%)	合計 実数 (%)	2008年調査 実数 (%)	2010年調査 実数 (%)	合計 実数 (%)	2008年調査 実数 (%)	2010年調査 実数 (%)	合計 実数 (%)	2008年調査 実数 (%)	2010年調査 実数 (%)	合計 実数 (%)
正規 (自営含む)	94	43.9	41	39.4	41	39.4	135	42.5	135	43.440	50.8	346
非正規 (内職含む)	14	14.9	7	17.1	21	15.6	21	15.6	21	15.6	15.6	7.7
不明・無回答	80	85.1	34	82.9	114	84.4	114	84.4	114	84.4	84.4	87.7
不労	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	120	56.1	63	60.6	183	57.5	42,030	49.2	42,030	49.2	507	59.4
	214	100.0	104	100.0	318	100.0	100	100.0	100	100.0	853	100.0

注1：( ) 内の%は、就労を100%とした場合の差額の割合である。

2：被保護者全国一斉調査では、詳細な差異が拘束されているが、本調査と定義が異なるため省略している。

3：田川調査では、「[正規]」「[アバイト]」「[パート]」「[嘱託・臨時雇員]」「派遣」の合計を「非正規」とみなして筆者が計算した。

出典：厚生労省「被保護者全国一斉調査」、中園(2006) p.12, 16 より筆者作成。

表5 本人雇用形態・学年別の平均月収

母の就労形態	本入学歴					合計
	中学卒	高校中退 (専修・専門 学校中止)	高校卒 (大学中退)	専門学校卒	短大卒	
2008年 調査	非正規 実数	30	10	34	2	80
	平均月収(円)	63,374	60,279	64,735	100,000	67,204
	正規 実数	3	4	6	0	14
2010年 調査	非正規 実数	117,165	152,853	136,889	141,506	137,468
	平均月収(円)	56,459	7	14	40	594
	正規 実数	1	3	3	0	7
	合計	8	11	22	0	41

つではなく、複数の病気を罹患する者も多い。<sup>(12)</sup>とくに母親の精神疾患の罹患率が2008年調査で33.4%、2010年調査で35.6%と高いものも特徴である。こうした体調が悪れない者が多いことも、不就労、低収入の原因となっている。

## (5) 収入

表5は、就労している者に限定した1ヶ月の平均月収（稼働収入のみ）で各種社会保険料や仕送り額を除く）の平均値である。表3に示したように、本調査の原本に低学年者が多いことを考慮し、学年別・就労形態別に平均月収をあらわしている。賃本数がかなり限られるので注意が必要であるが、非正規か正規かで月収には差がみられるが、同じ就労形態のなかで比較すると、学歴は月収額に有意にプラスにはなっていない。藤原（2007）は被保護母子世帯の留保金水準を月額15万円と計算しているが、本調査のケースはほとんどがその水準に及ばない。剣路調査でも、有職者の年収は100万円未満が3分の2を占め、平均年収は84.8万円（月額約7.1万円）であった。

(11) 主観的健康状態を用いた先行研究でも、被保護母子世帯の母親の健康状態は芳しくない。藤原（2007）は被保護母子世帯の主觀的健康状態を分析しているが、「あまりよくない」の合計は21%である。中間（2006）の剣路調査でも、主觀的健康状態が「健康」である者は4割に満たず、無職母子世帯では「健康」である者は26.4%にすぎない。

(12) 2008年調査では21.4人中98人が複数の病名を持ち、16人が精神疾患と身体疾患の両方を罹患している。2010年調査では104人中59人が複数の病名を持ち、13人が精神疾患と身体疾患の両方を罹患している。

## 4. 貧困の世代間連鎖

## (1) 本データでみる貧困の世代間連鎖の状況

表1でるように、成育期に生活保護を受給した経験のある者（世代間受給歴）は32%おり、2008年調査では68人（31.8%）、2010年調査では34人（32.7%）で、調査による差はない。一方、剣路調査による生活保護を受給した経験率は14.8%で、田川調査の全標本では、児童期の生活保護歴は8.4%で本調査よりも低い結果であった。しかし、剣路調査は自己申告によるアンケートであるため、強いステigmaのある生活保護歴を記載しなかった可能性があること、また「わからない」「未回答」の合計が7.3%にもなることに注意しなければならない。一方、田川調査では同項目は保護台帳の必須記載事項ではなかったため、記録漏れによる過小推計の可能性を福岡県立大学付属研究所（2008）は冒頭としている。それでも、保護第2、第3世代と若年世代ほど児童期の生活保護歴がある者とが増加する傾向があり、昭和40年代と過小推計であったとしても、本調査とほぼ同程度の数値であった。さらに、同調査によれば、親や子ども、兄弟姉妹などの親族などが「現在」生活保護を受給中という世帯（全標本中）は47.8%であるが、昭和40年代生まれ以降の世代に限定すると56.5%になり、親族間の負の連鎖も若年世代になるほど強くなる傾向にある。

先述したように、本調査の標本は、昭和40年代生まれ以降の世代が82%を占める若年者が多い特徴がある。よって、本調査における貧困の世代間の連鎖が他の調査に比べ高い結果となった要因の1つとして、親子間の貧困の連鎖がより強くなる傾向にある若年世代が相対的に多かつたためと見てよい。親の親族などが「現在」生活保護を受給中の「リスク」と見なし、その筋の1回でも生活保護を経験する可能性、すなはち一般世帯の子どもの生活保護経験率がどのくらいあるのかといふデータは存在しない。そこで、生涯のうち交通事故に一度でも、つまり1年間で事故にあわない確率を計算する方法（国土交通省・社会資本整備審議会 第1回道路分科会 平成14年3月5日）、それを100%から引く方法と同様の考え方につながって、1957~2008年までの各年齢別（0~19歳）の被保護率を事故確率（リスク）と見なし、その筋の1回でも生活保護を経験する生活保護経験率を推計した。リスク係数をこの筋の被保護率の年齢別平均値を使った場合は、19歳までが24.7%，17歳までが23.9%，15歳までが23.1%となる。同時に、この筋の被保護率の中央値を使用すると、19歳までが20.0%，17歳までが19.4%，15歳までが17.7%であった。しかし、1960年代までは被保護率が高かったこと、本データの母親の平均年齢が約35歳であり、1970年代以降生まれが中心であつたことから考慮すると、1952~2008年までの平均値や中央値での推計は過大になる可能性がある。そこで、1970年以後のデータに限定して推計すると、19歳までが15.6%，17歳までが14.9%，15歳までが13.1%となる。被保護世帯における成育期間と考えると15歳の13.1%が本データの比対象になるであろう。ただし、この13.1%とてかなり過大推計になっている可能性がある。この計算法では、各年の生活保護経験率が独立に算出しているという前提がある。もちろん、貧困状態は一定期間続くため各年のリスクが独立とすると、生活保護経験率を過大に推計することになる。

表 6 世代間の生活保護受給歴の有無と母親の学歴、過去の生活保護受給歴との関係

	学歴		生活保護の受給歴			合計	
	中卒・高 校中退	高卒以上	合計	なし	あり		
世代間受給歴なし	実数	105	111	216	159	57	216
	%	48.6	51.4	100.0	73.6	26.4	100.0
世代間受給歴あり	実数	69	33	102	31	71	102
	%	67.6	32.4	100.0	30.4	69.6	100.0
合計		174	144	318	190	128	318
	%	54.7	45.3	100.0	59.7	40.3	100.0

注：いづれの関係も、Pearson のカイ二乗検定で、1 %水準で有意である。

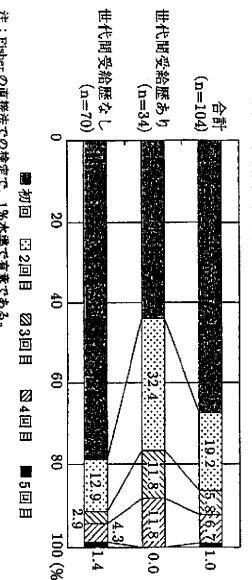
考えられる。この数値差についての詳細な検討は、今後の研究課題としたい。  
表 6 は、世代間の生活保護の受給歴と母親の学歴、過去の生活保護受給歴との関係をあらわしている。学歴との関係をみると、中学卒・高校中退の割合は、明らかに世代間の受給歴が「あり」とする者が多い。生活保護制度において、本調査の対象者である母親が中学生前後の時代は、高校就学費用が生業扶助としては認められていなかった。仮に中学 3 年生の時点で被保護世帯でなかったとしても、経済的に困窮していた可能性は十分考えられる。こうした生家での経済的な不利益が低学歴に直結したと考えると、表 3 でみるように創路調査や JIL 調査に比べ、本調査に低学歴の方が多いことも理解できる。

世代間での生活保護受給歴は、生家から独立した後の生活保護の受給歴にも影響を与えていている。本調査の生活保護の受給歴がある者は 40.3 %であり、田川調査の母子世帯では 57.8 %であった。「平成 20 年被保護者全国一斉調査」では、保護歴がある世帯は 19.7 %、母子世帯は 18.5 %であることと比較しても、本調査や田川調査の受給歴は極端に高い特徴がある。表 6 は、生家と独立後の生活保護受給歴の関係をみたものであるが、生家でも生活保護の受給歴のある者の方が、生家から独立した後にも生活保護の受給歴があることが明らかに分かる。

さらに、2010 年調査に限定されるが、世代間の生活保護受給歴の有無と生活保護受給回数の関係についてみていく。

図 1 に示すように、世代間の受給歴の有無にかかわらず、今回の受給が「初回」であるという回答が最も多く、明らかに世代間の生活保護受給歴のある者の方が、複数回の生活保護受給歴をもつ。複数回の生活保護の受給歴とは、以下の 2 つのケースが考えられる。第 1 に、一度は経済的状況が好転して生活保護廃止に至ったが、再び経済的困難に陥り、生活保護を受給する場合と、第 2 に生

図 1 世代間の生活保護受給歴の有無と生活保護受給回数



活保護受給は継続しているが、公営住宅転居などを理由に他市から転入し、生活保護受給は「継続」しながらも、現在の居住地での保護は「開始」となる場合である。<sup>(15)</sup>こうした理由の背景の 1 つには、

世代間受給歴がある者は、前述したように労働市場での節約が不利益になる低学歴などの要素を多く抱えており、たとえ生活保護廃却に至ったとしても、その経済的状況は保護受給のポーターへの可能性は高い。そしてもう 1 つは、生活保護受給のステータスが相対的に弱くなり、保護受給への心理的ハーブルが低くなっている可能性である。また、図表には掲載していないが、生活保護の受給歴は、本人の年齢や就労状況、病気の有無、世帯人員数や 10 歳の出産経験など他の要因とは相關がなかった。

2010 年調査は、被保護母子世帯の母親の成育歴の情報を持っている。表 7 から、被保護母子世帯の親世代も 82.3 %が、配偶者との離婚別を経験している。そして、成育期に生活保護受給歴（世代間受給歴）のない母子世帯のうち、その親が離婚別して「いない」ケースは 24.2 %である。一方、成育期に生活保護受給歴のある母子世帯の親が離死別して「いない」ケースは 5.9 %にすぎない。つまり、成育期に生活保護受給歴のある世帯のほとんどがひとり親世帯だったかあるいはひとり親世帯を経験している。<sup>(16)</sup>したがって、33.3 %（世代間受給歴、親との離婚別経験がある者／全標本 = 32/96 人）が母子二代で被保護母子世帯となっている可能性がある。<sup>(18)</sup>

(15) 生活保護受給者が転居を繰り返す問題は、通中（2009）pp.59-61 を参照のこと。

(16) 母親の子ども時代の成育歴には、単に経済的困難にとどまらない、家庭内暴力の経験による離死別経験や複雑な家庭構成が多くみられる。本調査では、児童養護施設や母子寮で育ち、里親や祖父母に養育されていた者が 13 件（13.5 %）見受けられた。また、サラ金など借金や多重債務による自己破産 9 件、父母の服役 7 件（13.5 %）見受けられた。また、サラ金など借金や多重債務による自己破産 9 件、父母の服役 7 件、中国冤罪犯泥三世 3 件、外國籍 2 件、離婚者 2 件、暴力闘争 2 件など複雑な家庭での成育歴が確認されている。

(17) 成育期の生活保護受給歴（世代間受給歴）と母子世帯の親の離死別回数には Fisher の直接法での検定で、有意な関連がある。

(18) 離死別期間と被保護期間が重なっているという前提のもとである。

表7 世代間の生活保護受給歴の有無と親との離死別経験回数

	なし	1回	2回	合計
世代間受給歴なし	15	18	29	62
世代間受給歴あり	%	24.2	29.0	46.8
合計	度数	2	10	22
	%	5.9	29.4	64.7
	度数	17	28	51
	%	17.7	29.2	53.1
100.0				

注：親との離死別経験については、「不明」が8サンプルある。

表8 10代の出産経験の有無と母親の学歴、生活保護の受給歴

学歴	生活保護の受給歴		
	なし	あり	合計
中卒・高 校中退	128	130	258
なし	%	49.6	50.4
10代出産経験 あり	度数	46	14
	%	76.7	23.3
合計	度数	174	144
	%	54.7	45.3
100.0			100.0
59.7			40.3
100.0			100.0

注：Pearson のカイ二乗検定で学歴は 1%水準、生活保護の受給歴は 5%水準で有意である。

## (2) 10代出産の影響

10代出産もまた高校以上の学歴と成育後の生活保護受給経験を与えている。10代出産を経験した母親のうち、高校以上の学歴である者は 23.3 %にとどまり、生家から独立後の生活保護受給経験も 53.3 %と極めて高い（表9 参照）。このことから、10代での出産経験が、高校進学や卒業の阻害要因として被保護リスクを引き上げていることが確認できる。

## 5. 多変量解析による分析結果

## (1) 成育後の生活保護受給歴の要因分析

次に、世代間の生活保護受給歴の連鎖と10代での出産経験が、成育後の過去の生活保護受給歴に与える影響を検討する。被説明変数に成育後の生活保護受給歴の有無（あり = 1, なし = 0）に、説明変数に本人年齢のほか、生活保護に陥りやすい要因として、世代間の生活保護受給歴ダミー、10代出産経験ダミー、母親の病気ダミーを用いて、ロジスティック分析を行った。その結果、成育後の生活保護経験に、世代間の生活保護受給歴と10代出産経験が有意にプラスの影響を与えることが確認された（表9 参照）。

さらに、高卒以上の学歴形成（高卒以上 = 1, 中卒 = 0）を被説明変数とし、成育期の生活保護絏

表9 成育後の生活保護受給歴のロジスティック分析

	B	標準誤差	Wald	有意確率	Exp(B)
本人年齢	0.022	0.017	1.614	0.204	1.022
世代間受給歴ダミー（あり = 1）	1.842	0.273	45.353	0.000	6.306***
10代出産経験ダミー（あり = 1）	0.656	0.335	3.838	0.050	1.927**
母病気ダミー（あり = 1）	0.243	0.259	0.886	0.347	1.276
定数	-2.084	0.674	9.386	0.002	0.127***
決定係数					0.23
標本数					318

注：\*\*\*P &lt; 0.01, \*\*P &lt; 0.05

表10 高卒以上の学歴のロジスティック分析

	B	標準誤差	Wald	有意確率
世代間受給歴ダミー（あり = 1）	-0.733	0.257	7.909	0.005***
10代出産経験ダミー（あり = 1）	-0.137	0.334	11.616	0.001***
定数	0.226	0.146	2.404	0.121
調整済み決定係数	0.094			
標本数	318			

注：\*\*\*P &lt; 0.01, \*\*P &lt; 0.05

験（世代間受給歴）と10代出産経験を説明変数にロジスティック分析を行った結果、成育期の生活保護経験と10代出産経験が有意にマイナスの影響を与えていたことが確認できた（表10 参照）。

## (2) 受給期間に与える影響

次に、先述した諸要因が現在受給している生活保護の受給期間に与える影響を分析した。ここで記載された「受給期間（月数）」とは、現在保護継続中の生活保護の受給期間であり、人生での累積受給期間ではない。受給期間（月数）を被説明変数にし、表11の説明変数をもとに重回帰分析を行った結果、母親の病気や成育期の保護受給経験（世代間受給歴）は影響を与えず、高卒以上の学歴は有意に期間を短くする一方、母親の年齢は受給期間を長期化する効果が確認できた（表11 参照）。

## (3) 世帯の抱える課題

- 1) DV、非嫡出子と児童虐待
 

本調査では児童虐待の経験の有無を記載している。虐待経験は、現在の虐待だけでなく、過去の経験を含めている。ただし、加害者が前父か母親か、虐待の種類、程度、被害者の児童も特定していない。表1でみると、児童虐待の経験率は 9.1 %（世帯ベース）で、世帯内での経験者が 1 人だけと仮定すると、人員ベースの経験率は最低 4.76 %となる。小林ほか（2002）の推計では、2000 年時点の日本の児童虐待罹患率は 0.154 %、アメリカでも 1.22 %とされている。この数値から計算された児童虐待の経験率は全児童の 2 %前後（杉山 2004）であり、本調査の経験率は最低でも全

表11 受給期間の回帰分析

	標準化されていない係数 B	標準誤差	標準化係数 ベータ	t値	有意確率
(定数)	-6.469	8.161		-0.793	0.429
本人年齢	1.363	0.218	0.340	6.238	0.000***
高卒以上ダミー（高卒以上=1）	-9.379	3.443	-0.148	-2.724	0.007***
母病気ダミー（病気あり=1）	2.562	3.425	0.041	0.748	0.455
世代間受給歴ダミー（あり=1）	-2.290	3.711	-0.034	-0.617	0.538
調査済み決定係数 標本数	0.122				
	311				

注：\*\*\*P&lt;0.01, \*\*P&lt;0.05

表12 DV経験の有無、非嫡出子の有無と児童虐待の経験

		児童虐待経験	なし	あり	合計
DV経験なし	度数	236	12	248	
DV経験なし	%	95.2	4.8	100.0	
DV経験あり	度数	53	17	70	
DV経験あり	%	75.7	24.3	100.0	
合計	度数	289	29	318	
合計	%	90.9	9.1	100.0	
非嫡出子なし	度数	241	18	259	
非嫡出子なし	%	93.1	6.9	100.0	
非嫡出子あり	度数	48	11	59	
非嫡出子あり	%	81.4	18.6	100.0	
合計	度数	289	29	318	
合計	%	90.9	9.1	100.0	

注：Pearson のカイ二乗検定で、1 %水準で有意である。

国平均の2倍以上となる。

DV経験がある世帯において、児童虐待の発生率は24.3%と高く、DVと児童虐待の相関は強い（表12参照）。さらに非嫡出子がいる世帯では同発生率は18.6%で、非嫡出子と児童虐待の間にも関係性がみられる。

図2は、児童虐待経験と非嫡出子、DV経験のバス図にし、多元分散構造分析を行い、標準化された推計値をまとめたものである。非嫡出子とDV経験それが子どもの虐待経験と関係があるが、その計数は各0.14と0.27という数字で、DV経験の方が非嫡出子よりも2倍の影響があることが分かる。しかし、数値はいずれも小さく、児童虐待の背景には、その他の要因が大半を占めることが分かる。

(19) 八木ほか(2007)によれば、DV被験女性の子どもに対する虐待は、身体的虐待は少なく、ネグレクト(32.6%)や心理的虐待(45.8%)が多い傾向にある。

図2 家庭内の困難さの関係

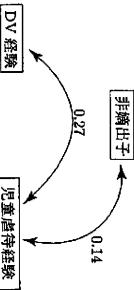


表13 母親の病気と子どもの病気の関係

		子どもの病気	合計
		なし	あり
母病気なし	度数	130	19
母病気なし	%	87.2	12.8
母病気あり	度数	109	60
母病気あり	%	64.5	35.5
合計	度数	239	79
合計	%	75.2	24.8
		100.0	100.0

注：Pearson のカイ二乗検定で、1 %水準で有意である。

## 2) 母親と子どもの病気の関係

被保護世帯の母親の罹患率の高さは先述した通りだが、母子の健康状態にも有意に相関関係がみられた（表13参照）。さらに母子間の身体的な疾患数については、相関係数が0.415となり有意な相関が確認できた。

## 4 不利益の蓄積が就業に与える影響

以上、(1)から(3)まで考察してきた課題が、経済的自立の基盤である就労に与える影響をみてみよう。就労の有無を被説明変数に、説明変数に本人年齢、労働市場において重要な指標となる学歴、母親の精神疾患の数、世代間の生活保護受給歴、生活保護受給歴をダミーにロジスティック分析を行った結果、高卒以上の学歴は就業に有意にプラスの影響を与えていたが、母親の精神疾患の数は有意にマイナスの影響を与えることが確認できた（表14参照）。一方、成育期の生活保護受給歴やこれまでの生活保護受給歴は影響がなかった。表には記載していないが、一般に女性の就業率に強い影響を与える「末子の年齢」は相関がなく、被保護世帯の場合は「保護の補足性の原則」のもと稼働能力の活用が強く求められるため、母親の不稼働は「子どもが小さいうちは働かない」という理由で仕事を入り好みしているわけではないことが分かる。

さらに、稼働所得を被説明変数にし、稼働所得ゼロの世帯が多いことを考慮し、Tobit分析を行った（表15参照）。この分析においても、有意だったのは母親の精神疾患数であった。

このことから、被保護母子世帯の就労行動を左右するのは健康と学歴という人的資本が決定的に

表 14 労働口ジスティック分析

	B	標準誤差	Wald	有意確率	Exp (B)
本人年齢	0.004	0.015	0.054	0.817	1.004
高卒以上ダミー (高卒以上=1)	0.517	0.246	4.406	0.036	1.677***
母親の精神疾患数	-1.06	0.236	20.1	0	0.347***
世代間受給歴ダミー (あり=1)	0.18	0.289	0.386	0.535	1.197
生活保護受給歴ダミー (あり=1)	-0.261	0.27	0.931	0.335	0.77
定数	-0.287	0.376	0.248	0.618	0.751
調整済み決定係数 標本数	0.126				
	318				

注: \*\*\*P&lt;0.01, \*\*P&lt;0.05

表 15 積極所得 Tobit 分析

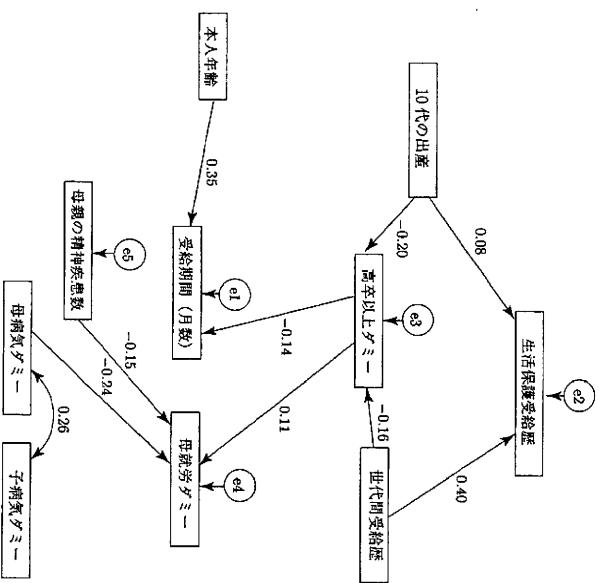
Log-likelihood=-1813.708					
	係数	標準誤差	t 値	P> T  [95 % Conf. Interval]	擬似決定係数=0.0095
本人年齢	933.2142	726.4472	1.27	0.206 [-515.7633, 2382.191]	
母親の精神疾患数	-53328.4	10230.9	-5.21	0 [-73457.9, -33198.9]	
高卒ダミー	19336.74	11651.83	1.66	0.098 [-35904.38, 42269.86]	
_cons	-37379.4	27651.68	-1.35	0.177 [-91784.7, 17025.93]	
/sigma	81106.93	6229.102		76851.03	101362.8
obs.summary:	185	left-censored observations at inc ≤ 0			
	133	uncensored observations			
	0	right-censored observations			

重要であることが確認できた。<sup>(20)</sup>

## 6. データ分析から確認できた事柄

以上の分析でみたように被保護母子世帯には、多くの困難が蓄積し、それが相互に密接に関連していることが確認できた。最後に共分散構造分析の手法を使って、これらの状況を包括的に分析してみよう。分析結果はバス図によつて示される(図3参照)。標準化された推測値はすべて有意である。被保護母子世帯が抱えるハンディは、成育期の生活保護経験(世代間受給歴)、10代での出産経験、高卒未満の学歴という過去の出来事に起因する部分が大きい。そして、この3つの出来事は相互に密接に影響を与え、貧困の世代間連鎖の可能性を高めている。そして、高卒未満の学歴というハンディは、現在の就労においても大きなハンディとなる。学歴のハンディと加齢により生活保護

図3 被保護母子世帯の抱えるハンディの関係



受給期間が長期化することになる。さらに、就労への阻害要因として大きいのは母親の健康である。

この親の健康状態の悪化は、子どもの健康とも相關がある。親子の健康状況の関連性については、より深い分析が必要であるが、栄養の健康悪化が、栄養や生活習慣、食生活といったなんらかのルートで子どもの健康悪化につながっている可能性もある。この結果、長期的な子どもの健康状態を悪化することになれば、健康を通じたさらなる貧困の連鎖の可能性もある。

家庭内では別のハンディもある。DVと児童虐待の間に関連があり、さらに非嫡出子の存在と児童虐待の間にも関連が確認され、家庭内の課題が累積している状況が分かった。

(20) 勤路調査(中国 2006)でも、勤労収入は本人年齢、学歴、雇用形態とは有意にプラスの関係があ

られるが、「末子の年齢」とは無関係という結果であった。

## 7. 政策インフレーション

(1) 子どもの成育環境の重要性と関連分野と協力した研究手法の開発

本稿では、子どもの成育環境が成長後にも重要な影響を与える、少なくとも被保護母子世帯においては世代間での貧困が連鎖している可能性が高いことが確認できた。しかし、図3のバス図で示したように、被保護母子世帯の抱える様々な重複の相関関係は確認できても、その因果関係、住宅環境や地域・近隣環境も含めた複雑な連鎖性、子どもの連鎖までは明確に分析できず、依然として貧困連鎖のブラックボックスには未解明の部分が多く残されている。<sup>(21)</sup>こうした限界の克服には、バネルデータのように同一世帯の継続的な観察分析や質的調査が必要であり、これらの研究蓄積の上で、有効な支援政策、プログラム開発がなされるべきであるが、その課題は少なくない。今後、経済学のみならず多くの関連分野による共同研究が不可欠である。

昨今、子どもの貧困率の上昇や国際比較が注目されているが、一時点の貧困・格差の分析はスナップショット比較にすぎないと<sup>(22)</sup> Esping-Andersen (2005) の指摘もあり、ライフコースにわたる動態的な研究が不可欠である。こうした研究は、Bradburyらによって精力的に研究が進められている。<sup>(23)</sup>

世代間貧困・所得格差や連鎖に関する研究は、心理学、社会学、経済学、社会生物学など様々な研究分野にまたがっている。これらの中では、貧困連鎖の要因としては、①親子間で伝わる遺伝的要素と②本稿でも確認したような親の生活状況が子どもの成育環境に与える影響がある。遺伝と環境のどちらの影響が大きいか、いわゆる「氏か育ちか」は古くから議論されるテーマである。①について、双生児の研究などから子どもの能力、とくに学力につながるIQは生得的であるという研究が多い一方で、②の親の生活状態、すなわち幼児期の環境は子どもの成長に重要な影響を与え、ほんま生涯にわたってその影響が続くという研究も数多くある。Wilkinson and Pickett (2006) は、親の状況は出産前から子どもに影響を与えており、経済不安・所得格差からくる心理的なストレスは、妊娠を通じて胎児に影響を与える、ストレスによってもたらされる出生時の低体重は心臓病の発生率<sup>(24)</sup> (21) 世代間の貧困連鎖に関する研究手法については、Corcoran (2001), Aber and Ellwood (2001), Seccombe and Ferguson (2006) を参考にせよ。

(22) 闇連鎖の研究動向とアプローチについては、小西 (2008) がコンパクトにまとめている。相関 (23) Esping-Andersen (2005) は、親の教育水準、親の所得と子どものリテラシーとの間に強い相関があることを確認し、父子 (父息子) 間での格差が連鎖の国際比較を行っている。

(24) たとえば、Bradbury, Jenkins and Micklewright (eds.) (2001) は、低所得世帯における子どもが「翌年にも高い割合で既存世帯でいること、貧困状態の継続性、経済成長の効果が限定的である可能性を明らかにしている。

(25) Pinker (2002) は、進化心理学、行動遺伝学、社会生物学、政治哲学、経済学を含めて議論の広がりを展望している。

表16 OECD30カ国の子どものウェルビーイングに関する政策指標の順位

	物質的豊かさ	住宅と環境	教育的豊かさ	健康と安全	リスク行動	学校生活の質
1位 ノルウェー	ノルウェー	ノルウェー	フィンランド	スロバキア	スウェーデン	アイスランド
2位 デンマーク	デンマーク	オーストリア	スウェーデン	日本・韓国	ノルウェー	ノルウェー
3位 ルクセンブルク	ルクセンブルク	スウェーデン	カナダ	スウェーデン	デンマーク	オランダ
4位 フィンランド	フィンランド	アイスランド	オランダ	ノルウェー	スイス	スウェーデン
5位 オーストリア	オーストリア	アイルランド	チエコ	—	—	—
日本の順位 22位	22位	16位	11位	13位	2位	データなし

出典：OECD (2009) p.23より筆者作成。

など生涯にわたって健康を悪化させると指摘する。英国では、所得階層によって家族内の口数によっても大きな差があり、幼少期の家族内の争いといった家族関係の不安定さは、子どもの病気や発達に影響を与える。英国では、恵まれない環境の家に生まれた子どもは、恵まれた環境に住む子どもに比較して3歳時点で1年の知育の遅れが発生する。

またNisbett (2009) は、親の社会経済的な地位が子どもの遺伝的能力の発揮を左右するとしている。

家族と教育の関係についても多くの研究が進んでいる。「再生産理論」で有名な Bourdieu (1991) は、「文化資本」という概念を使って、本を読む、芸術を鑑賞するといった日々の文化的な関心や、習慣、すなわち家族の文化的水準もまた子どもの学力格差・教育格差につながり、格差や貧困の連鎖をもたらすと指摘した。教育社会学の分野では、Lareau (2003) は親の学校へのかかわり方に対する觀察や家庭への泊まり込みなどによる觀察という參与觀察方法を採用している。親と学校のかかわり、親の子育て方法と子どもの生活分析を行い、階級によって子育て方法が異なることを確認している。<sup>(26)</sup>

## (2) 子どもの成育過程への介入政策の動向と今後の課題

日本の子ども達がおかれている状況はどのように評価できるだろうか。OECD (2009) では、子どもをめぐる諸環境について、物質的豊かさ、住宅・環境、教育的豊かさ、健康・安全、リスク行動、学校生活の質から比較している(表16参照)。日本はほとんどの項目で中位あたりであり、上位にある国は、やはり子どもの貧困率の低い北欧圏が多く、下位にある国もまた子どもの貧困率が高い国が多い傾向がある。

子どもの成育環境の整備については、2010年度中に法律案要項の完成を目指して内閣府で「新システム」の議論が進んでいる。しかし、その議論は、幼保一体サービスの確保とその財源の議論を集中しがちである。すべての子どもと家庭の環境を保障することを目標にした新システムにおいては、虐待、障害、不安定な家庭環境といった劣悪な環境にいる子どもたちへのセーフティネットを明らかにしている。

(26) Lareau (2003) を参照のこと。

トの確保、質の高いサービスを確実に保障する仕組みを導入する必要がある。

江戸川区、板橋区、埼玉県、鶴巻市などの一部の先進的な自治体・福祉事務所では、低所得、母子、生活保護被保護世帯にいる中学3年生などに対する生活支援、教育支援が行われているものの、

国の制度としての位置、財政措置も不安定であるため全国的な広がりになっていない<sup>(37)</sup>。

先進国の中では貧困世帯への包括的な支援を導入している国が増えている。たとえば、アメリカのヘッドスタート (Head Start)、英国のシェアスタート (Sure Start)、カナダのフェアスタート (Fair Start)、オーストラリアのベストスター (Best Start)<sup>(38)</sup>、韓国のウイスター (We Start)<sup>(39)</sup>などがある。

アメリカは、2200万人の貧困世帯の児童に対して、保健、保育、教育面からの補助支援政策であるヘッドスター計画を1964年（経済機会法）より実施している。<sup>(40)</sup>

受験競争が加熱している韓国でも、出発点における不平等が大きな課題になり、民間団体により保健・福祉・教育の包括的支援としてワイスター運動が展開されている。12歳以下の貧困児童・家庭に対して、ボランティア、自治体、公共機関、保育所、小学校、病院と地域住民が連携して、細かい支援を行っている。基本事業は、「We Start」マップ（＝村・まち）づくりが、貧困層の子ども200～300人程度の地域を選定して展開されており、ワイスター市営センターから保健士や社会福祉士が困難世帯に派遣され、生活支援や学業面での指導、就労サポートを行っている。そのほか、地域児童センターによる教育・福祉・健康への包括的なサポートや、青少年放課後アカデミーによる低所得世帯の小学校4年生から中学生2年までの思春期の子どもたちへのサポートなどが広がっている<sup>(41)</sup>。

英国でもブレア政権下で、人生のスタートにおいて子どもにベストの環境を保障する目的で、1999

年からシェアスター (Sure Start) を導入し、10年計画の貧困対策、貧困地域を指定して子どもと家族を対象にした支援サービスを進め、人生早期における介入政策を進めている。2003年からシェアスター・子どもセンターをさらに拡充し、全国展開が進められ、2004年と2006年の子ども法<sup>(42)</sup>により政策を加速している。

さくらに注目すべきことは、シェアスター全国評価 (National Evaluation of Sure Start=NESS)による政策実行、地域分析、費用効果といった評価機構の立ち上げであり、成育の重要性、社会経済、地域、家族健廻、学力といった面からのプログラムの有効性、費用対効果分析が行われている。<sup>(43)</sup>このように各国で貧困世帯の子どもや家族に対する支援が広がり、さらにそのプログラムをより効果的にするための評価も進んでいる。この点からみると、日本での世代間の貧困連鎖防止に向けた政策の進展は遅れているが、政策以前の問題として、実態把握、そして代表性を持ちうる十分なデータ数に基づく実證研究が不足している。本章で取り上げたデータも特定地域のものにすぎず、その結果も決して全国を代表しているわけではない。大型研究による事実の把握とそれに基づく政策、支援プログラムの開発が求められる。

## 参考文献

- 青木紀 (2003) 「貧困の世代内再生産の現状——B市における実態」青木紀編著『現代日本の「見えない貧困』明石書店、pp.31-83
- 青木紀 (2009) 「ドキュメント高校中退——いま、貧困がうまれる場所」ちくま新書
- 浅井春夫・松本伊知郎・湯澤直美編 (2008) 「子どもの貧困——子ども時代のしあわせ平等のために」明石書店
- 阿部裕 (2005) 「子どもの貧困——国際比較の視点から」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会、pp.119-142
- (2006) 「相対的貧困の実態と分析——日本のマイクロデータを用いた実証研究」社会政策学会編『社会政策における福祉と就労』法律文化社、pp.251-275
- (2008) 「子どもの貧困」岩波新書
- 阿部裕・大石亜希子 (2005) 「母子世帯の経済状況と社会保障」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会、pp.143-161
- 池谷秀昌 (2008) 「生活保護現場からみる子どもの貧困」渡井・松本・湯澤編所収
- 石井加代子・山田嘉裕 (2009) 「年齢階級・世帯類型別にみた日本の貧困動態の特徴——慶應義塾家計ハカル調査 (KHCPS) に基づく貧困動態分析」『社会政策研究』第9号、pp.38-63
- 岩田正美・渕本知寿香 (2004) 「アーフレ不況下の「貧困の経験」」瀧口美捷・太田清羅「女性たちの平成不況」日本経済新聞社、pp.203-233
- 渕本知寿香 (2009) 「イギリスのシェアスター——貧困の連鎖を断ち切るために未来への投資・地域・プログラムから子どもセンターへ」『四天王寺大学紀要』第48号、pp.377-388
- 大石亜希子 (2005) 「子どものいる世帯の経済状況」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会、pp.20-52
- (32) 美国の場合については、埋橋 (2009) が詳しい。
- (33) こうした評価報告書は、ロンドン大学 Birkbeck カレッジの NESS のホームページから入手できる (<http://www.ness.bbk.ac.uk/>)。

- (2007) 「子どもの貧困の動向とその帰結」国立社会保障・人口問題研究所、[季刊社会保障研究] 第43巻第1号、pp.54-64
- 小塙隆士 (2010) 「再分配——公平と効率を問う」日本評論社
- 萩原民江 (2006) 「DV防止とこれから被虐者当事者支援」ミネルヴァ書房
- 釧路市福祉部生活福祉事務所編集委員会 (2009) 「希望をもつて生きる——生活保護の基礎を覆す剣路チャレンジ」全国コミュニティライフサポートセンター
- 後藤玲子 (2006) 「正義と公共的相互性——公的扶助の根柢」『思想：福祉社会の未来』No.983、2006年3月号、pp.82-99
- (2007) 「曾在能力アプローチにおける社会的選擇問題——『すべての個人は基本的潜在能力を保障する！社会的歸属は形骸可視か？』」国立社会保障・人口問題研究所、「季刊社会保障研究」第43巻第1号、pp.15-26
- 小西祐馬 (2008) 「先進国における子どもの貧困研究」浅井・松本・湯澤編著収「小林登ほか「児童虐待および対策の実態把握に関する総合的研究」平成13年度厚生科学研究生費補助金 総合的プロジェクト研究分野 子ども家庭総合研究事業
- 佐藤俊樹 (2000) 「不平等社会日本——さよなら中流」中公新書
- 佐藤嘉信 吉田崇 (2007) 「貧困の世代間連鎖の実験研究」(独)労働政策研究・研修機構「日本労働研究雑誌」49(6)、pp.75-83
- 杉山登志郎 (2004) 「子ども虐待は、いま！」[そだちの科学] 日本書翰社、2004年4月号、通巻2号、pp.2-9
- 相馬直子 (2008) 「韓国 出発点の不平等と少年化のはじまで——子育ての社会文化をめぐるジレンマ」泉千勢一見真理子・沙見絆著「世界の幼児教育・保育改革と学力」明石書店、pp.186-213
- 添田久美子 (2005) 「ハッピースタート計画」研究 文学社
- 橋木俊謂・八木尾 (2009) 「教育格差——なぜ人はブランド校を目指すのか」日本評論社
- 東京都福祉保健局 (2005) 「児童虐待の実態 II」
- 中國利代 (2006) 「第2弾 母子世帯の就業支援に関するアンケート調査」釧路公立大学地域経済研究センター [釧路市の母子世帯への労働支援に関する調査報告]
- (2008) 「自立支援プログラムの充実のために——生活保護自立支援プログラムと母子自立支援プログラム」(独)日本労働政策・研修機構所収、pp.211-224
- 中村晋介 (2010) 「生活保護受給者の自立阻害要因と自立支援策」[福岡県立大学人間社会学部紀要] 第19巻第1号、pp.37-50
- (独)日本労働政策・研修機構 (2008) 「母子家庭の母への就業支援に関する研究」労働政策研究報告書、No.101
- 福岡県立大学附属研究所 (2008) 「生活保護自立阻害要因の研究——福岡県田川地区生活保護受給台帳の分析から」受給研究 (田川市における被保護者の自立阻害要因に係る分析・報告書)
- 藤原千沙 (2007) 「母子世帯の階層分化——制度利用者の特質からみた政策効果の明確化」家計経済研究所、「季刊家計経済研究」No.73、2007Winter、pp.10-20
- 藤原千沙・湯澤直美 (2010) 「被保護母子世帯の開始状況と廃止水準」法政大学大妻社会問題研究所、「大妻社会問題研究所雑誌」No.620、pp.49-63
- 原社会問題研究所 (2004) 「届ける親のリスクを因に關する実態調査——青森県の児童相談所における過去8年間の相談事例から」
- 松本伊知郎ほか (2010) 「子ども虐待問題と被虐児児童の自立過程における複合的因縁の構造と社会的支持のあり方に關する実証的研究」平成20-21年度厚生労働科学研究報告書(政策科学総合研究事業)
- 松本伊知郎 (2010) 「子ども虐待と養成」明石書店
- 道中隆 (2007) 「保護受給層の貧困の原因」生活経済政策研究所、「生活経済政策」No.127、August 2007, pp.14-20
- (2006) 「生活保護と日本型ワーキングファームの固定化と世代間繼承」ミネルヴァ書房
- 八木宏理子・吉野翔子・刈野正美 (2003) 「市民意識における暴力連鎖——DVと児童虐待の関連から」日本子ども虐待防止学会「子どもの虐待とノックト」Vol.5、No.1, pp.206-214
- (2007) 「親の暴力がDV加害および児童虐待に与える影響——市民調査による男女比較」『子どもの虐待とノックト』Vol.9、No.1, pp.46-54
- 安田尚道・橋本成美 (2010) 「社会的排除と企業の役割——母子世帯問題の本質」同友館
- 山野良一 (2008) 「子どもの最苦困 日本」光文社新書
- Aber, J. L. and D. T. Ellwood (2001) "Thinking about children in time", in B. Bradbury, S. Jenkins, and J. Micklewright (eds.), *The Dynamics of Child Poverty in Industrialized Countries*, Cambridge University Press
- Bardot, J., P. Gregg and L. Macmillan (2006) "Explaining Intergenerational Income Persistence: Noncognitive Skills, Ability and Education", Working Paper No.06/146, Centre for Market and Public Organization University of Bristol
- Bourdieu, Pierre and Jean-Claude Passeron (1970) *La Reproduction: Éléments pour une théorie du système d'enseignement*. Minuit (刊行: ピエール・ブルデュー、ジャン・クロード・バード)
- (宮崎 藤原) (1991) 「出生率——教育・社会・文化」藤原書店
- Bradbury, B., S. Jenkins and J. Micklewright (eds.) (2001) *The Dynamics of Child Poverty in Industrialized Countries*, Cambridge University Press
- Caneiro, P. and J. J. Heckman (2003) "Human Capital Policy", in Heckman, J. J. and A. Krueger (eds.), *Inequality in America: What Role for Human Capital Policies*, MIT Press, pp.77-239
- Corcoran, M. (2001) "Mobility, Persistence, and the Consequences of Poverty for Children: Child and Adult Outcomes", in Danziger, Sheldon H. and Robert H. Haveman (eds.), *Understanding Poverty*, Russell Sage Foundation Books, pp.127-161
- D'Addio, A. C. (2007) "Intergenerational Transmission of Disadvantage: Mobility or Immobility across Generations? A Review for OECD Countries", OECD Social, Employment and Migration Working Paper, No.52
- Duncan, G. and J. Brooks-Gunn (eds.) (1997) *Consequences of Growing Up Poor*, Russel Sage Foundation
- Esping-Anderson, G. (2004) "Unequal Opportunities and the Mechanisms of Social Inheritance", in Corak, M. (ed.), *Generational Income Mobility in North America and Europe*, Cambridge University Press
- (2005) "Inequality of Income and Opportunities", in Giddens, Anthony and Patric Diamond (eds.), *The New Egalitarianism, Policy Network*
- Evans, Gary W. and Michelle A. Schambra (2009) "Childhood Poverty, Chronic Stress, and Adult Working Memory", in PNAS EARLY EDITION http://www.pnas.org/content/early/2009/03/27/0811910106.full.pdf
- Lareau, Annette (2003) *Unequal Childhoods: Class, Race, and Family Life*, University of California Press
- Marmot, Michael and Richard G. Wilkinson (1999) *Social Determinants of Health*, Oxford University Press (邦訳: マイケル・マーモット、リチャード・G・ワイルキンソン (西三郎・鏡林定信監訳))
- (2002) [2]世紀の進歩づくり 10 の指言 日本文庫企画
- Marmot, Michael (2004) *The Status Syndrome: How Social Standing Affects Our Health and Longevity*, Henry Holt and Company (邦訳: マイケル・マーモット (鏡林定信・橋本英樹監訳))
- (2007) 「ステータス差別群——社会格差という病」日本評論社
- Nisbett, Richard E. (2009) *Intelligence and How to Get It: Why Schools and Cultures Count*, W. W. Norton & Co. Inc. (邦訳: リチャード・E・ニスベット (水谷博記)) (2010) 「聞くででき——

決めるのは運命か、環境か】ダイヤモンド社)

OECD (2008) *Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries* (邦訳：OECD (小島克久・金子能宏訳) (2010) [格差は拡大しているか]—OECD加盟国における所得分布と貧困) 明石書店

—— (2009) *Doing Better For Children*  
Pekkarinen, T., R. Uusitalo and S. Pekkala (2006) "Education Policy and Intergenerational Income Mobility: Evidence from the Finnish Comprehensive School Reform", IZA Discussion Paper, No.2204, Bonn

Pinker, Steven (2002) *The Blank Slate: The Modern Denial of Human Nature*, Viking Penguin (邦訳：スティーブン・ピンカー (山下篠子訳) (2004) 【人間の本性を考える】心は「空白の石版」か】(上・中・下巻) 日本放送出版協会

Schiller, Bradley R. (2008) *Economics of Poverty and Discrimination, the 10th Edition*, Pearson Education (邦訳：ブラッドリー・シラー (佐井範博訳) (2010) [貧困と差別の経済学] ピアソン鶴屋)

Schweinhart, L. and J. Montie (2004) "Significant Benefits: The High-Scope Perry, Pre-School Study through Age 40", High/Scope Educational Research Foundation, World Bank Presentation

Seccombe, Karen and Susan J. Ferguson (2006) *Families in Poverty: Volume I in the "Families in the 21st Century Series"*, Pearson

Sheehan, S. (1976) *Welfare Mother*, Houghton Mifflin Sherman, Arloc (1994) *Wasting America's Future: The Children's Defense Fund Report on the Costs of Child Poverty*, Beacon Press

Wilkinson, Richard G. (2006) *The Impact of Inequality: How to Make Sick Societies Healthier*, New Press (邦訳：リチャード・G・ウェイクィンソン (池本幸夫・片岡洋子・末原睦美訳) (2009) [格差社会の衝撃——不健康な格差社会を健康にする法] 書籍工房早川)

Wilkinson, Richard G. and Kate Pickett (2006) *The Spirit Level: Why More Equal Societies Almost Always Do Better*, Allen Lane (邦訳：リチャード・G・ウェイクィンソン, ケイト・ピッケット (酒井泰介訳) (2010) [平等社会] 東洋経済新報社)

## 低所得者向け住宅手当について

丸山 桂

### 1.はじめに

住まいの問題は、人間の基本的な営みの問題であるにもかかわらず、これまで年金や医療の問題に比較すると国民の関心度は低く<sup>1</sup>、日本の社会政策上、重要な位置づけとなつていなかった。

日本の戦後の住宅政策は、持ち家政策と企業内福祉の住宅制度が中心で、終身雇用、年功序列を前提とした日本型雇用慣行モデルがそれを可能としてきた。しかし、就業形態が多様化し、金融危機後のいわゆる派遣切りで、仕事を失うと同時に住まいを失う問題がおこったことで、ようやく日本の住宅政策の機能不全が意識されることになった。

住宅政策は1990年以降、市場を重視する方向に転換しつつあり、低所得者向け住宅政策も社会経済の変化に対応した新たな方向性を模索する必要性がある。本稿は、日本の低所得者向け住宅政策の現状と問題点を指摘し、欧米諸国で新たに導入されている住宅手当の日本の導入可能性について検討することを目的としている。

### 2.日本の低所得者向け住宅政策の概要

一般に、低所得者向け住宅政策には、低廉な家賃で供給する公営住宅・社会住宅等による現物給付と、家賃の減額を目的とする住宅給付や税制上の優遇措置などの現金給付があげられる。日本では現物給付としては公営住宅が、現金給付としては生活保護の住宅扶助の2種類がこれまで展開されてきている。

以下、主な制度の現状と問題点についてみていく。

#### (1) 公営住宅政策の履歴と問題点

現在、日本の現物給付としての公的賃貸住宅としては、公営住宅・改良住宅、都市再生機構賃住宅、公社賃貸住宅、地域優良賃貸住宅の3種類の住宅が提供されている。このうち、住宅に困窮する低所得者向けに低廉な家賃で良質な賃貸住宅を供給する役目をおっているのが、公営住宅である。

本間（1993）によれば、日本の住宅政策の起源は、1918年の内務大臣の諮問機関である教養事業調査会による「小住宅改良要綱」の答申という。しかし、戦時下の財政不足問題などで戦前の低所得者層の住宅政策は十分に機能してこなかった。

終戦後、人々は住宅に困窮し、住宅不足は約420万戸（本間 1993）にものぼった。そのため、住宅政策はもっぱら供給数を増やすことだけに力点がおかれた。本格的な住宅政策が確立されるのは、1949年の住宅金融公庫の発足、1951年の公営住宅法、1955年の日本住宅公团法の制定となる。住宅金融公庫は、住宅建築資金の融資を利用した持ち家促進、公営住宅は住宅に困窮している低所得者向けの低廉な賃貸住宅の供給、そして日本住宅公团は公営住宅が対象とする所得階層以上の住宅不足の著しい地域で住宅に困窮する労働者のための住宅供給という3本柱の住宅政策が開始される。

この後、住宅政策の主流は持ち家政策となっていくが、その理由は「政府資金は産業復興に重点的に使わなければならなかつたから、住宅は国民の自力建設に委ねられてしまった」（本間 1993 p.37）とする見方もある。また、こうした持ち家重視の住宅システムは、戦後の経済成長にともない、配偶者と家族をもち、正規雇用として企業で働き、高賃金を得るという「普通の人生」のモデルを歩むことを前提とし、そのモデルにあてはまることで住宅システムから援助を受けて持家取得を達成することができた（平山 2009 pp.20-25）。「住宅政策と福祉政策は、それぞれがその主たる施策の対象層と提供方法を異にして進められ」（八木 2006 p.44）、産業振興を意識した持ち家政策と低所得者向け公営住宅は分断されることになら。

しかし、平山（2009）のいう、キャリアの進展とともに住まいの椅子を登る持ち家政策は行き詰まりを見せ、福祉政策としての公営住宅もその仕組みの矛盾点が多くの研究者によって指摘されるようになつていった。

#### ①入居の選考基準と横の公平性の問題

第1に問題とされたのが、入居選考基準の公平性とそれによってもたらされる同一水準の世帯では、原則として住宅手当という名前を使い、研究論文の引用では原著者の名前を使用することとしている。

内閣府「国民生活に関する世論調査」（2008年6月）でも、「政府に対する要望」（複数回答）は、「医療・年金等の社会保障制度改革」が72.8%ともっとも高いのに對し、「土地・住宅問題」は11.0%で下位に属する。

<sup>1</sup> 住居の種類を問わず、低所得者を対象に家賃の軽減を目的とする給付は、日本には現存しないため、研究者によって住宅手当、住宅給付、家賃補助などの名称で使用され、現在のところ統一名称がない。本稿では、原則として住宅手当という名前を使い、研究論文の引用では原著者の名前を使用することとしている。

内閣府「国民生活に関する世論調査」（2008年6月）でも、「政府に対する要望」（複数回答）は、「医療・年金等の社会保障制度改革」が72.8%ともっとも高いのに對し、「土地・住宅問題」は11.0%で下位に属する。